

北広島市フッ化物洗口事業実施協議会設置要綱を次のように定める。

平成27年8月10日

北広島市長 上野正三

北広島市フッ化物洗口事業実施協議会設置要綱

(設置)

第1条 本市の市立小学校(北広島市立学校設置条例(昭和39年広島村条例第1号)第2条に規定する小学校をいう。以下同じ。)及び市立保育園(北広島市保育所条例(昭和62年広島町条例第3号)第1条に規定する保育所をいう。以下同じ。)においてフッ化物洗口事業を実施するために必要な協議を行うため、北広島市フッ化物洗口事業実施協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) フッ化物洗口事業の実施方法に関する事項
- (2) フッ化物洗口事業の実施体制に関する事項
- (3) その他フッ化物洗口事業を実施するために必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる者(以下「構成員」という。)をもって構成する。

- (1) 次に掲げる団体から選出された者
 - ア 北広島市歯科医師会
 - イ 北広島医師会
 - ウ 北広島市薬剤師会
 - エ 市立小学校の校長会
 - オ 市立小学校のPTA連合会
- (2) 市立保育園に入所している児童の保護者
- (3) 次に掲げる市の職員
 - ア 保健福祉部長
 - イ 教育部長
 - ウ 市立保育園の園長

2 構成員の任期は、2年とする。

(座長及び副座長)

第4条 協議会に、座長及び副座長を置く。

2 座長及び副座長は、構成員の互選により定める。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けた

ときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、座長が招集する。

2 座長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会は、必要があると認めるときは、協議会の会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(謝礼及び旅費)

第6条 協議会に参加した構成員に謝礼及び旅費を支払う。

2 構成員の謝礼の額は、1回につき5,000円とする。

3 構成員の旅費は、鉄道賃及び車賃とし、その額は、北広島市職員の旅費に関する条例(昭和44年広島町条例第17号)において定める旅費の額とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部健康推進課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、保健福祉部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年8月10日から施行する。

(構成員の任期の特例)

2 この要綱の施行後最初に選任される構成員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、当該選任の日から平成29年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。